# 「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して

~令和7年6月11日 給特法等改正法が成立しました~

### 教師の働き方が変わります!

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるように するため、働き方改革を徹底して進めます

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための仕組み作り
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実によるマンパワーの拡充

## 教師の職務の重要性にふさわしい<mark>処遇の改善</mark>

● 約50年ぶりとなる教職調整額の引上げ 等



### 学校の働き方改革

玉



働き方改革を進める

ための環

- 働き方改革を進めるための制度改正
  - ・働き方改革に係る指針の改定や計画※1のひな形の作成、自治体への伴走支援
- 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知



- ●地域・保護者への 周知·広報
- ●個々の学校への 伴走支援
- 部活動の地域展開 等の推進



### 業務の精選・見直し

- 学校における<mark>業務分担</mark>の見直し
- 標準を大きく上回る授業時数の見直し
- 校務DXの加速化 など
- 学校運営全体の中で 取り組み
- 学校評価を活用

学校運営協議会の仕組みを活用

# 地域·保護者

- ●学校との連携・協働
  - 学校運営協議会※2などを 通じた学校運営への参画
- ●自治体全体で 取り組む
- <mark>教育会議</mark>\*3を通じた連携・協働



学校の 指導·運営 体制の充実

- 教職員の定数を改善します
- 支援スタッフを充実します
- 若手教師のサポート体制を整えます
- 教師が産育休をとりやすい制度を整備します

教師の

- 約50年ぶりの給与改善
- 職務や業務負担に応じた処遇改善(学級担任への手当の加算)



- 業務量管理・健康確保措置実施計画を指す。各教育委員会において、どのように学校における働き方改革を進めていくかを示した計画のこと。 ※2 保護者や地域住民が学校運営とそのための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)
- ※3 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議



## 教師の健康・福祉の確保に向けて

### 今般の法改正等を踏まえ、各学校においては

- 学校における業務分担の見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、 校務DXの加速化など、学校における働き方改革の更なる徹底による 教育職員の時間外在校等時間の縮減
- 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るための措置を講ずる際、 改善のために業務が際限なく積みあがらないようにすること
- 学校運営の「基本的な方針」に働き方改革推進に関する内容を含めることで ✓ コミュニティ・スクールなどを活用しつつ、<mark>地域や保護者と連携</mark>しながら取組を推進



### といった取組を進めていきましょう!

♥取組モデル1 日課表の見直し



校長先生 朝活動・昼休み・清掃を短縮したり、 清掃を朝活動の時間に行うなどの見 直しを行いました。 その際、保護者へしっかりと意図を 説明しました。

先生



清掃を毎日行わなくても、さほど問題 が生じないことがわかりました。 また、子供の下校時刻が早くなり、 放課後の業務にゆとりができました。

保護者



朝読書がなくなることへの不安や、 校内が汚くなるのではないかとの懸念 もありましたが、丁寧に説明して もらえたことで安心できました。

♥取組モデル2 地域・保護者への見える化

校長先生



学校だよりに勤務状況を掲載しました。 時間外在校等時間の多い月には、 その要因となった業務(学校行事と テストの作成・採点が重なったことなど) についても掲載し、背景を知ってもらう ようにしています。

保護者



先生方がかなり忙しい生活を送って いることがわかりました。協力できる ことがあれば言ってください。

先生



自分と他の教師の時間外在校等時間 を比較することができ、自身の働き方 を見直すきっかけになりました。



校長等の管理職は、教師の健康を守る 「安全配慮義務」があります



教職員の勤務時間管理を適切に行った上で、学校における 業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備を行い、



健康管理に取り組む必要があります その際、時間外在校等時間が

特に長時間となっている教師については、現状の把握と、 具体的な手立てを最優先で講じることが重要です

安全配慮義務 に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事 させる業務を定めてこれを管理するに 際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的 負荷等が過度に蓄積して労働者の心身 の健康を損なうことがないよう注意す る義務を負うと解するのが相当であり、 使用者に代わって労働者に対し業務上 の指揮監督を行う権限を有する者は、 使用者の上記注意義務の内容に従って その権限を行使すべきものである。

国や教育委員会では、教職員定数の改善や支援スタッフの充実などの 環境整備を進めてきています。

学校においても、教師の健康・福祉を確保するとともに、 教師が教師でなくてはできないことに集中する ことができるチーム学校の実現に取り組んでいきましょう

文部科学省HP「全国の学校に おける働き方改革事例集」

